

リアンレーヴ世田谷
特定施設入居者生活介護
利用契約書類一式

1. 利用契約書
2. 運営規程
3. 要介護認定に伴う確認書

株式会社 木下の介護

特定施設入居者生活介護 利用契約書

事業者 株式会社 木下の介護 を甲とし、

利用者 _____ を乙とし、

下記のとおり特定施設入居者生活介護利用契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条 （目的）

甲は、介護保険法関係法令の定めるところにより、乙に対し、本契約の定めるところに従って、指定を受けた当該事業所において、乙がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

第2条 （被保険者）

- 1 乙の本契約締結日時点における要介護状態区分は _____ です。
- 2 乙の本契約締結日時点における要介護認定有効期間は、
_____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日までです。
- 3 介護保険被保険者証に記載された認定審査会意見は下記の通りです。

--

(意見の記載のない場合は、斜線を引く)

- 4 甲と乙とは、本契約が更新されるごとに、更新時点での乙の要介護状態区分、要介護認定有効期間及び認定審査会意見を確認します。

第3条 （事業者）

当施設は、介護保険法令に基づき、東京都の指定を受けた指定特定施設入居者生活介護事業者です。また、当施設の概要及び職員体制は、別紙「リアンレーヴ世田谷・特定施設入居者生活介護重要事項説明書」（以下「重要事項説明書」という。）に記載したとおりです。なお、当施設のパフレットも併せて御覧下さい。

第4条 （契約期間と更新）

- 1 本契約の契約期間は、 年 月 日から 年 月 日（以下「契約期間満了日」という。）とします。
ただし、契約期間満了日以前に乙が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間満了日とします。
- 2 契約満了日の30日前までに乙から書面による更新拒絶の申し出がない場合、要介護認定有効期間の満了日の更新と合せてこの契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が前項の規定により更新された場合、更新後の契約期間は、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第5条 （特定施設サービス計画の作成・変更）

- 1 甲は、乙のための特定施設サービス計画を作成する計画作成担当者を定めます。甲は計画作成担当者が本条項に定める職務を、誠意を持って遂行するよう責任をもって指導・監督します。
- 2 計画作成担当者は、本契約締結後、速やかに乙のために特定施設サービス計画の作成に着手します。
- 3 計画作成担当者は、適切な方法により把握した乙の有する能力及びその置かれている環境等の評価を通じて、乙が自立して生活を送ることが出来るよう支援する上で解決すべき課題に関して、甲のその他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、その達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。計画作成担当者はその内容に関して乙（又は乙の意思が確認できない場合は身元引受人）に対し説明し、同意を得ます。
- 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、甲のその他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、乙に対する特定施設サービス計画の実施の状況の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更をします。
- 5 乙は計画作成担当者に対し、いつでも特定施設サービス計画の内容を変更するよう申し出ることが出来ます。この場合、計画作成担当者は、明らかに変更の必要のないとき及び乙の不利益な変更となる場合を除き、乙の希望に沿うように特定施設サービス計画の変更を行います。
- 6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、また同計画を変更した場合には、乙（または乙の意思が確認できない場合は身元引受人）に対し、特定施設サービス計画また、変更された特定施設サービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

第6条 （介護サービスの内容及びその提供）

- 1 甲は、前条により作成される特定施設サービス計画に基づき本条のとおり各種サー

ビスを懇切丁寧に提供します。各種サービスの内容は別紙「重要事項説明書」のとおりです。

- 2 甲は、乙の介護保険被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮して各種サービスの提供を行うよう努めます。
- 3 乙は、介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を受けることができます。（詳細は「介護サービス等の一覧表」をご参照下さい。）
 - 一、入浴、排泄、食事、着替え等の介護その他生活上の世話
 - 二、機能訓練
 - 三、健康管理（協力医療機関への付添介助を含む）
 - 四、相談、援助
 - 五、協力医療機関への送迎
 - 六、レクリエーション（但し、材料費等は実費で徴収致します。）
- 4 乙は、介護保険給付対象外サービスとして、次の各号のサービス等を受けることができます。（詳細は「介護サービス等の一覧表」をご参照下さい。）
 - 一、おむつの提供
 - 二、理美容
 - 三、個人的な買い物
 - 四、医師の往診等療養上の世話
 - 五、協力医療機関以外への付添介助
- 5 甲は、本条の各種サービスの提供に当たり、乙（または乙の意思が確認できない場合は身元引受人）から求められた時には、各種サービスの提供方法について説明をします。
- 6 甲は、乙または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他乙の行動を制限しません。
- 7 甲は、乙が甲の提供する当該サービスに代えて、甲以外の者が提供するサービスを利用することを妨げません。
- 8 甲は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その乙の利用状況等を把握するようにします。

第7条 （計画作成までのサービス）

甲は乙に対し、本契約締結後第5条の特定施設サービス計画が作成されるまでの間、乙がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスの提供をします。

第8条 （介護の場所）

- 1 甲は、乙の居室その他施設内共用部において介護をします。

- 2 甲は、乙に対しより適切な介護のため必要と判断する場合に、本契約に基づくサービスの提供場所を他の居室に変更することがあります。
- 3 前項の必要性の判断及び介護の場所の変更にあたっては、甲は必要に応じ、医師の意見を聴くとともに、乙（または乙の意思が確認できない場合は身元引受人）の意思を確認します。
- 4 甲は、本条第2項による介護の場所の変更が長期にわたる場合または乙の居室の権利や利用料金の負担額に変更を伴う場合には、一定の観察期間を設けると同時に、変更先の場所の概要、提供されるサービスの内容、費用負担等について、乙（または乙の意思が確認できない場合は連帯保証人及び身元引受人）に説明し、乙（または乙の意思が確認できない場合は連帯保証人及び身元引受人）の同意を得ます。

第9条 （健康管理）

- 1 甲は、乙の健康状態に留意し、看護職員による健康相談等を実施し、乙の健康を維持します。
- 2 甲は、乙が病気または怪我により診断、治療が必要となった場合には、甲の協力医療機関、乙の主治医または、甲の施設において必要な治療等が受けられるよう、医療機関との連絡、紹介等の協力をします。
- 3 甲は、乙が急に身体等の具合が悪くなった場合、その他必要な場合は、的確かつ迅速に応急処置をなし、状況により、医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるよう必要な措置をします。

第10条 （相談及び援助）

甲は、常に乙の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、乙及び乙に関するその家族の心配事や悩みについて相談に応じます。

第11条 （利用料の支払い）

- 1 乙は甲に対し、特定施設サービス計画に基づき、甲が提供する各種介護保険給付対象サービス並びに、各種介護保険給付対象外サービスについて、別紙「確認書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 乙は、基本的に甲に支払うべき特定施設入居者生活介護サービスに要した費用について、乙が介護保険給付費として市区町村より支給を受ける額の限度において、甲が乙に代わって市区町村より支払いを受けることに同意します（以下、法定代理受領サービスという。）。
- 3 甲は、乙に対し毎月中旬に、前月に提供したサービスにかかる介護保険給付費について介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の請求書を送付します。
- 4 乙は甲に対し、前月の介護保険給付費について介護保険負担割合証に記載の割合に

応じた額を、甲の別に定める方法により支払うものとします。

- 5 甲は、前二項に基づき乙から介護保険給付費について介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けたときは、乙に対し、領収書を発行します。領収書には、甲が提供した各種サービスごとの介護保険給付の対象となるものとならないものの区別、領収金額の内訳を明記します。

第12条 (利用料金の変更)

- 1 介護保険法令等の改正に伴い、前条1項に規定する「確認書」において示した介護保険給付対象サービス費用に変更があった場合、甲は乙等へ説明を行い、当該利用料金等を変更します。
- 2 前条1項に規定する「確認書」において示した介護保険給付対象外サービス費用を変更する場合、甲は入居契約に基づく手続きをとるものとします。

第13条 (介護サービスの記録)

- 1 甲は、乙に対する介護サービスの提供に際し作成した記録を、契約期間満了日から5年間保存します。
- 2 乙または乙の身元引受人は、甲に対し、いつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることが出来ます。ただし、謄写に際し、甲は謄写請求者に対し、実費相当額を請求することが出来ます。

第14条 (契約の終了)

第4条の規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約は終了します。

- 一 要介護の認定更新において、乙が自立と認定された場合
- 二 乙が死亡した場合
- 三 乙が第15条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した場合
- 四 甲が第16条に基づき解除を通告し、予告期間を満了した場合
- 五 乙が、他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となった場合
- 六 甲と乙の間で締結される、「リアンレーヴ世田谷サービス付き高齢者向け住宅入居契約」が終了した場合
- 七 甲が介護保険法令等に基づく特定施設入居者生活介護の指定の取り消しを受けたとき又は指定を辞退したとき

第15条 (乙の契約解除)

乙は、この契約を解除しようとする場合には30日以上予告期間をおいて、この契

約を解除することができます。

第16条 (甲の契約解除)

甲は、第11条に基づく利用料等の支払いを乙が3ヶ月以上遅滞する場合は、3ヶ月以上の遅滞が確定した日から30日以上予告期間をおいて、この契約を解除することができます。

第17条 (精算)

甲は、本契約に基づく特定施設入居者生活介護に関し、乙から事前に受領している利用料等があり、精算の必要が生じた場合は、別途乙と締結したリアンレーヴ世田谷サービス付き高齢者向け住宅入居契約書に定める精算手続きにより精算します。

第18条 (損害賠償)

1 甲は、乙に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、乙の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに乙に対して損害を賠償します。

但し、乙に故意又は重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

2 甲は、万が一の事故発生に備えての損害賠償責任保険に加入しています。

第19条 (緊急時の対応)

甲は、乙が急に身体等の具合が悪くなった場合その他必要な場合は、的確かつ迅速に応急処置をなし、状況により、医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるよう必要な措置をします。

第20条 (連帯保証人)

1 乙は、連帯保証人を定めるものとします。

2 連帯保証人は、本契約書の記名押印欄に記載する極度額を限度として本契約から生じる乙の金銭債務につき、乙と連帯して履行する責任を負います。

3 連帯保証人が負担する債務の元本は、乙が死亡したときに確定するものとします。ただし甲は、当該確定前であっても債務の支払いを求めることができます。

4 連帯保証人の請求があったときは、甲は、連帯保証人に対し遅滞なく利用料の支払状況や滞納金の額等に関する情報を提供しなければなりません。

5 第1項の連帯保証人に代えて連帯保証会社を定めた場合は、連帯保証会社は乙と連帯して、本契約から生じる乙の金銭債務を履行する責任を負うものとします。

6 前項の債務保証の内容については別に定めるものとし、乙及び甲は本契約と同時に当該債務保証を利用するために必要な手続きをとるものとします。

第21条（身元引受人）

乙は、身元引受人を定めるものとします。

第22条（秘密保持）

- 1 甲の従業員は、正当な理由がない限り、乙に対する介護サービスの提供に際して知り得た乙、身元引受人及び乙の家族の秘密を漏らしません。
- 2 甲は、甲の従業員が退職後、就業中に業務上知り得た乙、身元引受人及び乙の家族の秘密を正当な理由なく漏らしません。
- 3 乙は、甲がサービス担当者会議等において、乙の個人情報を用いることに同意します。甲は身元引受人及び乙の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で身元引受人及び乙の家族の個人情報を用いません。

第23条（苦情処理）

- 1 乙、身元引受人及び乙の家族は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載のご利用相談室に苦情を申し立てることができます。その場合、甲は迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 2 乙は、介護保険法令に従い、市区町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることが出来ます。
- 3 甲は、乙が苦情申立を行った場合、これを理由として乙に対して何らの差別待遇も致しません。

第24条（サービスのチェック）

- 1 甲は、民間または自治体オンブズマンから調査の申入れがあった場合は、事情聴取を受けることを拒絶せず、必要な資料の提供等協力を惜しみません。
- 2 民間または自治体のオンブズマンの発動が、乙または身元引受人もしくは乙の家族の申入れによるものであっても、甲は乙に対し、そのことをもっていかなる差別的取り扱いも致しません。

第25条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、当該施設所在地を管轄する裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、甲及び乙は予め合意します。

第26条（優先関係）

甲乙間における「リアンレーヴ世田谷サービス付き高齢者向け住宅入居契約書」について目的が同じで内容が矛盾する条項が存在する場合には本契約の条項が優先するもの

とします。

第27条 (契約に定めのない事項)

本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、乙、乙の連帯保証人及び身元引受人が協議の上、誠意を持って解決するものとします。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有します。

契約締結日 年 月 日

事業者 (甲)	甲は、特定施設入居者生活介護事業者として乙の申込みを受諾し、ここに定める各種サービスを誠実に責任もって行います。			
	所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー29階		
	名称	株式会社 木下の介護		
	代表者	代表取締役 佐久間 大介	印	
	電話番号	03-5908-1310	FAX	03-5908-2382
利用者 (乙)	私は、以上の契約の内容につき説明を受け、内容を確認しました。私は、本契約の定めるところに従い、貴施設において、各種サービスを利用することを申し込みます。			
	住所			
	氏名		印	
	電話番号		FAX	
連帯保証人 ※代筆不可	私は、以上契約の内容につき貴施設から説明を受け、連帯保証人としての責任について理解しました。			
	住所			
	氏名		印	
	連帯保証の極度額	550,000円		
身元引受人 ※代筆不可	私は、以上契約の内容につき貴施設から説明を受け、身元引受人としての責任について理解しました。			
	住所			
	氏名		印	
	電話番号		FAX	
連帯保証会社 ※定めた場合のみ	弊社は、以上契約の内容につき貴施設から説明を受け、連帯保証会社としての責任について理解しました。			
	住所			
	名称		印	
	電話番号		FAX	